

## 不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
土壌汚染対策法第3条第3項	有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨の通知(報告義務)	環境企画課

### 1 処分基準は、次のとおりとする。

水質汚濁防止法第10条の規定による特定施設(有害物質使用特定施設であるものに限る。)の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。